

平成 29 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 29 年 9 月 29 日

小野寺委員

私からは、二つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず一つは、本県の広域受援体制についてお尋ねをいたします。

東日本大震災が起きて、その年の夏を中心にボランティアなどで沿岸の三陸の被災地に何回もお邪魔させていただいたり、大震災の 2 年後に会派の調査で、後方支援部隊の基地になった遠野市に伺い、かながわ災害ボランティアネットワークの方々と意見交換をする中で、受援力がすごく大事だという話をされました。それまで私も受援力という概念が余りなかったのだが、受援力がないと、どんな強力な助っ人が来ても、その力を生かし切れないのだという話を伺いました。

遠野市で話を伺ったときも大変勉強になったのですが、本県は本県で規定がありますので、本県にあった広域的な受援体制を構築するというのが大変重要なことなのだと思いますので、それについて何点か質問をいたします。

まず、本県で広域受援計画を策定していると承知しておりますが、この計画でどのようなことを定めているのか確認をさせていただきます。

災害対策課長

広域受援計画は大規模災害で本県が応援を受ける際の要請の手順、あるいは応援に使用する活動拠点をあらかじめ整備することにより、広域的な他の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れることを目的として策定してございます。

今計画では、主に警察、消防、自衛隊、DMAT、これは医療機関ですが、この受入れに必要な保健医療制度の方向、拠点施設の確保、さらには飲料調整などのほか、物資調達に係る事前準備、集積場所、さらには輸送手段及び自治体広域連携の補佐をするということでございます。

小野寺委員

今のお話の中で、物資を集めたり、応援活動の拠点になる場所の確保というのはどのようなになっているのでしょうか。

災害対策課長

応援部隊が迅速に被災地で活動をしていただくために、県内の各地域に、被災地に支援するための目標となる一時的に集結するための進出拠点というのを策定してございます。また、被災地での活動を行う際に、いわゆる宿営などを行うための活動拠点というものでございます。

また、地域外から物資を受け入れるための広域物資拠点というものがございまして、まず進出拠点につきましては、高速道路のパーキングエリアや公園、学校など、県内で 22 箇所ございます。活動拠点は公園、競技場、学校など 153 箇所を定めてございます。その他、災害時の移動、活動のための 33 の災害拠点病院、さらには全国屈指の広域医療搬送拠点、SCU といった拠点を定めてございます。

また、物資の関係で申し上げますと、広域物資拠点、これが 17 箇所、県内に

定めてございます。

小野寺委員

今、広域の物資を集める拠点が17箇所、それ以外にも相当な進出拠点、活動拠点、災害拠点病院、いろいろな拠点をつくっていると思うのですが、これは災害の状況によっては、その拠点が使えない、1箇所、2箇所ではなく、ひどい被害に伴って使えないという場合も考えられると思うのですが、そういうときは当然、周囲でカバーすることになると思うのですが、そのあたりはどのようになっていますか。

災害対策課長

県は災害の状況に基づきまして、多数の拠点の中で、使える機能が確保できているところを速やかに把握し、柔軟に調整して受援体制を確保すると考えてございます。

また、県では災害時に不足する資機材や支援物資の確保のために、民間事業者、あるいは国などと協定を締結してございます。その中で、例えば神奈川県倉庫協会というところが、災害時の物資の一時保管場所の提供、あるいは管理運営をするという協定を結んでございます。

また、関東財務局と災害時に利用可能な未利用の国有地を無償提供していただくような協定締結をしてございます。

事前計画で定めていても利用できない国の拠点、あるいは民間の拠点含めて調整して活用していくという考え方でございます。

小野寺委員

国や民間との協定をしっかりと結んでいくということは分かりました。

次に、三陸ですが、岩手県の場合は、これまでの経験から沿岸部の地域が津波により大きな被害を受けることが分かっていたので、遠野に後方支援の拠点を想定して、自衛隊とか、警察とか、消防とか、いろいろな組織に加わってもらって訓練を続けていたということで、あらかじめ後方支援拠点として想定をしていたわけですが、本県の場合も特に相模湾沿岸、あるいは東京湾にも面していますが、津波の被害が想定されるわけですが、そうした津波を想定した後方応援拠点というのは、今はどのようにになっているのでしょうか。

災害対策課長

津波で沿岸部がやられた、拠点が使えないというケースでは、基本的には内陸部の拠点を使うというのが基本でございます。

また、県計画では、津波で台風災害が起きた場合ですが、足柄上合同庁舎、さらには厚木にあります総合防災センターを後方拠点到位置付けてございまして、ここに人命救助に必要な資機材などを整備しまして、市町村の対策を支援していく拠点到位置付けてございます。このセンター以外にも、被災していない拠点をフル稼働して対応していくという考え方でございます。

小野寺委員

そこに物や人が集結するということですよ。総合防災センターならそれなりの広さがありますが、足柄上はどのようなイメージで使っていくのかについては本日はお尋ねしませんが、遠野に行ったときも、どのような支援を受けたかというメモが克明に残ってまして、全国の自治体からいろいろな応援が来

るわけですね。

神奈川県の場合は、県外の自治体との連携体制というのはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

災害対策課長

本県では、全国知事会、関東地方知事会、さらに九都県市との間で、大規模災害時における総合協定を締結してございます。平時から災害時における総合体制づくりを進めております。

さらに、本県の属している九都県市として、関西広域連合との間で災害時の相互応援に関する協定を締結しまして、職員の派遣、食糧、飲料水、物資の提供、資材の提供、あるいは避難者、障害者の受入れ、車両輸送手段の提供など様々なことを実施、相互応援を行うことを考えてございます。

また、九都県市との協定の実効性を確保するという意味で、昨年から首都直下地震を想定した図上訓練、ここに関西広域連合も参加していただいて、関東アパートの決定、調整など、その面の具体化に努めていくことでございます。

小野寺委員

九都県市と関西広域連合ですが、この話はよく分かりました。

それでは、次に、自衛隊や消防などの各応援部隊の受入態勢について伺っていきたくと思いますが、自衛隊の果たす役割が大きいというのは言うまでもないことですが、自衛隊の応援を要請する仕組み、手順はどうなっているのか御説明いただけますか。

災害対策課長

自衛隊法第 83 条で、都道府県知事は、災害時に必要と認められる場合には部隊等の派遣を防衛大臣等に要請することができるとなっております。被災市町村は、被害状況の把握や遭難者の捜索活動などのために、自衛隊のすみ分けでも知事に対して派遣を要請するよう求めることができるとなっております。市町村から要請を受けた知事は、陸上自衛隊、海上自衛隊に対しまして、原則として文書で派遣要請を行うという形になります。

また、こうした要請手順が円滑にできるように、自衛隊災害派遣要請マニュアルを定めまして、その手順を自衛隊と共有しているところでございます。

さらに、本県で大きな被害がでると予想される事態の場合には、発生直後の早い段階から自衛隊から情報連絡員に来ていただいて、派遣要請のパイプ役になっていただくといったことを想定しているところでございます。

小野寺委員

市町村の要請に基づいて、自衛隊に災害派遣の要請をする。あるいは連絡員の方とのパイプによって自衛隊に対して災害派遣を要請する。これはどこからどういう部隊が来るのか、神奈川県の場合はどうなっていますか。

災害対策課長

陸上自衛隊から横浜、川崎、横須賀、三浦地域に関しましては、横須賀にあります武山駐屯地、ここの第 31 普通科連隊が来るということでございます。また、相模原、県央、湘南地域、こちらには座間駐屯地にある第 2 施設群から、また、県西地域につきましては、静岡県の高射特科大隊から迅速に派遣されると考えてございます。

また、時間の推移とともに被害が拡大する場合、さらに首都直下地震のような大規模災害といったケースでは、全国から師団レベルが来て、数個部隊の派遣計画がされていると伺っております。

小野寺委員

次に、消防の応援体制についてもお伺いをしたいと思います。今回の常任委員会の報告資料で、来年度神奈川県で緊急消防援助隊を受け入れる訓練を行うということでありましたが、確認の意味において、この緊急消防援助隊の応援を要請する仕組みになる手順についても教えてください。

消防課長

緊急消防援助隊の応援要請に関する手続きにつきましては、消防組織法に定めているものでございます。基本的には大規模災害が発生した場合に、被災市町村長は災害の状況並びに自らの消防力を考慮し、消防の応援が必要であると判断した場合には、知事に対して応援が必要である旨の連絡をします。知事は、県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行います。

国や消防庁は、被災地以外の都道府県に出動可能隊数の調査をし、応援部隊を派遣する都道府県を決定し、応援部隊を出す側の都道府県知事に対して出動要請をします。要請を受けた都道府県は、管内の市町村消防からなる緊急消防援助隊を編成して被災地へ出動することになります。

なお、市町村長からの知事への連絡がなくても、知事が非常事態だと判断した場合には、直接消防庁長官に緊急消防援助隊を要請することができます。

また、知事から消防庁長官への要請がなくても、消防庁長官が被災地の非常事態だということであれば、緊急消防援助隊の要請ができるという仕組みになっております。

小野寺委員

東日本大震災のときにも、沿岸の市町村が県との連絡がとれない状態になっていたときもありましたので、そのように県や国が状況をしっかりと把握し推計しながら動くこともすごく大事なのだと思いますが、今のお話ですと、緊急消防援助隊の出動体制というのは、国が定めるということですが、神奈川県が被災した場合、どのような計画になっているのか教えてください。

消防課長

国では、出動計画を定めており、首都直下地震、東海地震については、あらかじめ出動する都道府県などへ事前に計画したアクションプランを消防庁で作成しているところでございます。その地震の発生と同時にアクションプランが適応されて、被害が想定される都県以外の指定された都道府県の緊急消防援助隊が本県に派遣されることになっております。

例えば首都直下地震であれば、東京、神奈川、埼玉、千葉のうち、2以上の都県で震度6弱、特別市や政令市については震度5強になるのですが、その場合はまず静岡側の部隊が本県に出てくる計画になっています。

次に、愛知県の部隊、さらには災害規模の次第では、全国各地から本県に応援部隊が来るという仕組みになっています。

また、東海地震の場合は千葉県の出動可能な部隊、次には茨城県の部隊がと

いう形で、災害規模に応じて部隊が全国から派遣される仕組みになっているところがございます。

小野寺委員

受入態勢で一つ気になっているところがあり、東日本大震災のときの遠野市の話をしましたが、ものすごく寒い岩手県の中でも特に寒い地域でありました。全国から緊急援助隊に来てもらい、最初は運動公園などが基地になっていたのですが、自己完結ができるのは自衛隊ぐらいで、警察も消防も心身ともに鍛えられているとはいえ、装備の面で難しいところがあるわけです。そのとき、岩手の遠野の場合は、県立高校の施設を使って受入れをするように途中から変更になったという話がありましたが、緊急消防援助隊で派遣された消防の方の手記なども読ませていただいたり、東京消防庁からお話を伺ったりしたのですがとても大変なのが分かりました。そのため、昼間存分にその力を発揮してもらうために、宿営などといった整備が大変重要なのだと思っています。

例えば、東日本大震災からもう6年以上たちます。そのときの教訓を生かして、より応援部隊が活動しやすいような改善があれば教えていただきたい。

消防課長

東日本大震災のとき、神奈川県隊も宮城県や福島県に555隊、1,117名出動しております。そのときの神奈川県としての教訓といたしましては、各消防本部で人員搬送であったり、物資輸送、燃料輸送など各消防本部でやっておりました。それを踏まえて、神奈川県としては後方支援の計画をつくりまして、神奈川県と県内消防本部が一体となって支援するという仕組みをつくったところがございます。

また、本県で受け入れる場合、テントについても国から冷暖房完備のテントが無償で支給されていて、簡易ベッドなども支給されています。本県で受け入れる場合に一番考えなくてはいけないのは、テントではなく活動拠点となる県立高校などの建物を応援部隊に使っていただくという配慮をしなくてはいけないと考えております。

小野寺委員

それぞれの応援部隊、派遣から来る部隊も自前で活動できるように、いろいろな装備を持っていると思うので、神奈川県で十分な受入れができるように検討していただきたいと思います。

次に、昨年4月に、県内の広域応援体制でありますかながわ消防がスタートいたしました。この緊急消防援助隊とかながわ消防の連携というのは、どのように行われるのかということと併せて、先ほどいろいろと県内の拠点の数なども教えていただきましたが、神奈川県の場合政令都市が三つあります。指揮系統がどのように整理されているのか教えていただけますか。

消防課長

まず、かながわ消防についてですが、県内で大規模災害が発生すると、市町村長の要請があります。それを受けて、知事を本部長とする神奈川県消防広域運用調整本部、略称かながわ消防を設置して、県内の応援部隊の一元的運用を開始します。調整本部では、まず、大規模災害の情報収集が最も大切ですので、消防ヘリコプターや陸上部隊を最初に現場に入る先遣隊として速やかに被災地

へ派遣し、そこから得た情報に基づき、緊急消防援助隊が必要であるか知事に判断してもらいます。そして事実に基づき、迅速な派遣要請をすることになります。また、消防ヘリコプターや先遣隊が現場で収集した情報に基づき、かながわ消防の本隊になる県内各地区の出動可能部隊が出動してきます。活動可能な部隊が被災地に入り、被災状況などの情報共有や活動方針の決定後、速やかに応援活動を開始します。

当然、緊急消防援助隊については、応援部隊が県内に到着するまでに数時間から半日程度かかりますが、かながわ消防による救出、救助活動が開始されているので、災害発生直後の被害軽減にもつながる中で、すでにながわ消防の部隊が把握した被災状況に基づき、活動方針を定めて活動を行っているのです。県外から緊急消防援助隊が到着した後、速やかに活動ができます。

指揮系統については、かながわ消防では決まっています。神奈川県代表消防機関である横浜市が指揮をすることになっています。地区別で相模原市や川崎市が横浜市の指揮下で活動し、相模原市や川崎市の指揮下で各消防本部が活動するというように、指揮系統が決まっています。

小野寺委員

これまで広域的な受援体制についていろいろお伺いをしてきましたが、いざというときに円滑な応援の受入れができるように、平時からある程度の訓練が大事だと思います。

今回、関東ブロックの合同訓練の説明をいただいたのですが、どのような取組を今後行っていくのか教えてください。

災害対策課長

九都県市で定期的に防災担当の主管課長会議などを開催しまして、防災企画課で様々な問題について会議を行ってございます。さらに情報の共有、意見交換もございます。

また、九都県市連携による様々な訓練、これは毎年実施してございます。平時から防災関係機関などの情報も共有を図って、関係をつくるのが非常に重要でございます。

その他、神奈川県防災指揮下に対する連絡会議を開催しまして、消防、警察、自衛隊、第三管区海上保安本部と県との関係部署が連携しております。

また、その他県外からの緊急消防援助隊、広域緊急援助隊などの警察の災害派遣、さらに自衛隊、DMATなどの受入れに関係したビッグレスキュー、これを神奈川県のような大規模な合同訓練のほか、首都直下地震や、三浦半島断層群地震などを想定した図上訓練を実施して、平時からの関係づくり、あるいは単独だけの調整ができるように早くからの連携体制の構築に努めたいと思っています。

小野寺委員

大規模な地震も怖いですが、最近ではこれまでにないような気象災害も発生をしていて、神奈川県がそういった大きな災害に見舞われたときに、消防士の応援体制というのは、すごく大事なことなのだと思います。県が様々な取組を行っていることは、今の質疑で理解をいたしました。災害対策はこれで十分ということはありませんので、是非訓練などを通じて地震に対して、より強

固に実施していただきますことをお願いして、この質問を終わります。

もう1問質問をさせていただきたいと思いますが、9月14日に新聞各紙が一斉に報道しました、あるいはNHKが行った、放送局の報道もしておりましたが、警察庁が過去5年間に子供が巻き込まれた交通事故の状況を初めて詳しく分析をしたと。そのときに、その分析の結果、チャイルドシートを使っていないと、使っていたときと比べて致死率が7.9倍になる。しかしながら、着用率は6割程度で横ばいであるということでした。

一方で、シートベルトの着用率も、ほとんどシートベルトをしないで乗っている人というのは見かけなくなりましたが、それでも後部座席はそこまで至っていないくて、私たちがタクシーに乗ると、自動音声でお客様の安全のためにシートベルトをお締めください、と言われるのですが、高速道路に乗ったりしないと、シートベルトを忘れてしまいがちになるという反省の色を含めて思うのですが、特に高速道路上での事故などで車外に放り出されて命を落とすというようなケースもいまだに少なくないと思うのです。

そこで、チャイルドシートやシートベルトの着用徹底に向けた取組について、何点かお答えをいただきたいと思います。

まず、自動車乗車中の事故で亡くなる人のうち、シートベルトを着用していなかった人というはどのくらいいるのか、また、その中でシートベルトをしていれば、命だけは助かったのではないかと思われる、そういうケースの数字について教えていただけますでしょうか。

くらし安全交通課長

昨年の自動車乗車中の死者数でございますが、これは34名でございます。そのうちシートベルトを非着用者は9名でございます。お亡くなりになった9名のうち4名の方は、事故の状況からシートベルトを着用していれば生存していたと推定できます。

ちなみに、本年の状況でございますが、7月末現在、自動車乗車中の死者数は7名でございます。そのうちシートベルト非着用者は3名でございます。いずれも、この3名の方はシートベルトを着用していれば生存していたと推定できます。

小野寺委員

やはりシートベルトをしていないことによるリスクがとても高いということが分かります。

報道ベースで私も知っているだけなのですが、過去5年間に自動車乗車中の事故でなくなった6歳未満の子ども、いわゆる幼児というのは全国で56人なのだそうです、これも警察庁の調べで分かったのですが、本県の状況はどうなっていますか。

くらし安全交通課長

過去5年間の統計では、チャイルドシートを着用していなかったためにお亡くなりになった幼児は神奈川県にはおりません。ただし、平成25年に、チャイルドシートを着用させずにシートベルトを着用させていたということから、1名の幼児が重傷を負うという交通事故の発生がございました。

小野寺委員

本県の場合は幸いにもゼロということで、これを持続させていかなければいけないと思います。

本県におけるチャイルドシートの着用状況の実態はどのようになっているのか、年々よくなっているのか、あるいは全国平均と比べて神奈川県というのはどういうところにあるのか、そのあたりも含めて教えていただければと思います。

くらし安全交通課長

まず、シートベルトの着用率から申し上げます。昨年の運転者のシートベルトの着用率でございますが、一般道では99%着用していました。高速道路では99.2%、全国平均ですと、一般道が98.5%、高速道路が99.5%でございますので、おおむね神奈川県は全国平均並みということになります。

次に、後部座席のシートベルトの着用率でございますが、一般道が34.2%、高速道路が58.3%でございます。全国平均は一般道が36%、高速道路が71.8%でございますので、後部座席の着用率につきましては、一般道、高速道路とも全国平均を下回る結果となっております。

次に、チャイルドシートの着用率でございますが、神奈川県は63.8%ございまして、全国平均が64.2%でございますので、若干全国平均を下回っている結果です。

県内の5箇年の推移を見ますと、神奈川県は64%前後で推移をしているということでございます。

小野寺委員

数%というのは、調査の中でも誤差の範囲内なのかと思うところですが、今御説明いただいたように、高速道路の後部座席の着用率が全国平均と比べて10ポイント以上低くなっているということなのですが、もう少しよくしていけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

くらし安全交通課長

神奈川県には交通安全対策協議会の事業計画の中で、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底というのを年間運動の重点項目の一つと掲げて、各期の安全運動キャンペーンやシートベルトの日などにおいて、関係機関と団体などと普及啓発に取り組んでいるところでございます。

ただ、今委員がおっしゃったとおり、高速道路だけはかなり低い状況でございます。高速道路の関係団体、例えば高速道路警察隊や、道路公団などと海老名のサービスエリア等々で交通安全、シートベルトの着用徹底ということで、交通安全キャンペーンをしております。引き続き、その辺の関係団体と連携いたしまして、そういった運動をやっていきたくと考えております。

小野寺委員

これについては、シートベルトの取締りは、点数がつきますが、反則金がないのですね。警察にもしっかり御協力いただいて、私も何度か取締りに遭遇したことがあり、そういった取締りも必要なかと思えます。

ただ、シートベルト非着用だったために亡くなったり、大けがしたりというのは、ある意味自己責任みたいなのところがありますが、チャイルドシートにつ

いては、子供は自分で選べないわけですよ。なので、親というか、保護者に子供の命の重さといったものをしっかり理解してもらうことが必要なのだと思いますが、着用促進のためにどのような策を講じているのか、そこを教えてください。

くらし安全交通課長

神奈川県交通安全母の会がございしますが、母の会では各市町村が実施いたします妊婦健診の実施にあわせまして、健診を終えた方に正しいシートベルトの着用方法、また、チャイルドシートの重要性に関する教室というものを開催しております。県では、この教室で使用するパンフレットを提供するなどの支援を行っているところでございます。

また、県が発行する母子健康手帳がございしますが、これに妊娠中における正しいシートベルトの着用に関する注意書きと併せて、子供の命を守るため、赤ちゃんが退院して自宅に初めて帰るときから、チャイルドシートを使用できる準備が必要であるということを記載いたしまして、普及啓発を図っているということでございまして、小さな子供を持つお母様に普及啓発を引き続き徹底していきたいと思っております。

小野寺委員

今お話を伺うと、母親になる前から妊婦健診やそういった機会を捉えて啓発をしているということで、本当に大事なことだと思います。

また、あらゆる機会を捉え、繰り返していくことが大事なのだと思います。都市部では、特に核家族化が進んでおりますので、子育てに悩む若いお母さんたちが増えてきて、例えば市町村が公民館単位で、あるいはボランティア団体などがコミュニティの中で子育てサロンのような活動を行っていることが結構多いのです。そういうところでもチャイルドシートの必要性、正しい装着方法、使用方法といった講座を起すことも非常に有効なことだと思うのですが、先ほど県でパンフレットを提供されているというお話がありましたが、例えば市町村で、そういったボランティア団体などが、県に提供を依頼することも可能なのでしょうか。

くらし安全交通課長

交通安全母の会を呼びまして、各種ボランティア団体の方から要請があれば、県で提供することは可能でございます。

小野寺委員

県としても、一生懸命やっていたきたいと思います。

最後にお尋ねをしたいのですが、警察庁の調べで、全治30日以上、重傷を負ったり、亡くなったりした子供のうち、チャイルドシートを使っていなかったケースが199人だそうです。その2割近くが運転者との関係を見ると、子供ではなくて孫だということです。だから、おじいちゃん、おばあちゃんが乗せる際に、子供が、チャイルドシートなんか、僕は要らない、といったことを言うこともあるでしょうし、おじいちゃん、おばちゃんが甘いということもあるのですが、そういったケースもあるようです。

また、年齢層別のチャイルドシートの使用率を警察庁のホームページで見たのですが、1歳未満は87.1%、1歳から4歳までは65.6%、5歳になると40.9%、

どんどん落ちていきます。体格がよくなればよくなつたで、それに適した補助装置があると思うのですが、うまく移行していかないのかと思います。

そうした課題も含めて、今後どのようなことが有効なのか、お考えについて教えていただきたい。

くらし安全交通課長

まず、シートベルトというのは、運転者だけではなく同乗している家族や友人の大切な命を守るものであるということから、車に乗ったら全ての人がシートベルトを着用する。特に幼児にはチャイルドシートを着用させるという、県民の意識を高めていくことが非常に重要だと考えております。

特に小さな子供を持つお母さん、お父さんがチャイルドシートの重要性について意識が向上していくように、子育て教室などお母様方と接する機会などを利用いたしまして、繰り返し啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

小野寺委員

お年寄りのケースもそうですし、やっていただければと思いますし、だんだん体格がよくなるとチャイルドシートに座るのを嫌がるというのも、これも致し方ないところがあるのだが、しっかりと成長に合わせるとともに、6歳未満はしっかりとチャイルドシートをしないといけないのですね。本当に赤ちゃんのときから習慣づけていくことがすごく大事ですので、今後とも是非取り組んでいただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。